

低所得者支援及び定額減税補足給付金 (うち不足額給付)

概要資料 (12/17時点版)

令和6年12月17日

内閣官房令和5年経済対策給付金等事業企画室
内閣府地方創生推進室

※ 本資料は、自治体における事業実施準備の参考として、令和6年12月17日時点における検討状況をお示ししたものであり、今後、自治体からいただいたご意見等に基づき修正があり得るものです。また、説明便宜のため文言や表現が簡略化されている場合がありますので、実際の事務運営は、別途発出予定の通知・事務連絡等によって行ってください。

不足額給付の概要

新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置

内閣府特命担当大臣
(経済財政政策)

- 様々な層の国民に丁寧に対応しながら、物価高に対応し、可処分所得を増やす
- 「**簡素** (わかりやすく事務負担が少ない)」 「**迅速** (特に低所得の方々)」 「**適切** (できるだけ公平に)」 のバランス

年内・年明け以降速やかに開始

令和6年のできる限り早期に開始

【2】令和6年2～3月を目途に早期開始を目指す

低所得者の子育て世帯に、
世帯内で扶養されている18歳以下の子に5万円/人を加算

住民税均等割のみ課税世帯に、
住民税非課税世帯と同水準の10万円/世帯を給付

【3】令和6年度住民税情報等をもとに給付

新たに
住民税非課税
住民税均等割のみ課税
となる世帯に、

現在のこれら世帯と
同水準の
10万円/世帯を給付

【4】令和6年に入手可能な課税情報をもとに給付 調整給付

定額減税しきれないと
見込まれる方に、

- ・減税額確定(令和7年3月確定申告)を待たず、令和6年に入手可能な課税情報をもとに、前倒して給付
- ・自治体の事務負担などを踏まえ、1万円単位で差額を給付

※実績が判明し、「減税+給付」が不足する場合、追加支給

【1】年内にも開始

住民税非課税世帯に、
1世帯7万円追加給付

自治体へ情報提供
迅速支給をサポート

低所得者の子育て世帯【2】

住民税均等割
非課税世帯
【1】

多くの自治体でこの夏以降
3万円を目安に支援

住民税均等割
のみ課税世帯
【2】

新たに非課税等となる世帯
【3】

定額減税しきれないと
見込まれる方
【4】

住民税所得割/所得税納税者

定額減税
1人4万円※×(本人+扶養親族)

※6年分所得税3万円、6年度分個人住民税1万円

不足額給付

(年収)

低所得者支援及び定額減税補足給付金にかかる制度概要

令和5年度補正予算
令和5年11月29日成立

令和5年度予備費
令和5年12月22日閣議決定

令和6年度補正予算
令和6年12月17日成立

給付類型		交付対象者	給付額 (目安)	基準日等 (目安)	給付開始目途
①	住民税均等割非課税世帯への給付 【R5非課税給付】	令和5年度住民税均等割の非課税者のみで構成される世帯の世帯主	7万円/世帯 <small>多くの自治体で令和5年夏以降3万円を目安に支援済み</small>	令和5年12月1日	令和5年12月以降に順次給付開始
②	住民税均等割のみ課税世帯への給付 【R5均等割のみ課税給付】	令和5年度住民税所得割が課せられていない者のみで構成される世帯 (①を除く) の世帯主	10万円/世帯	①と同一	令和6年2~3月目途以降に順次給付開始
③	低所得者の子育て世帯への加算 【こども加算】	①・②・④給付対象世帯の世帯主 <small>(※当該者と基準日において同一世帯となっている18歳以下の児童が対象)</small>	5万円/児童	①・②・④と同一	同上 (④給付対象世帯については、④給付開始と同時期)
④	(1) 新たに住民税均等割非課税となる世帯への給付 【R6非課税化給付】	新たに令和6年度住民税均等割の非課税者のみで構成される世帯の世帯主	10万円/世帯	令和6年6月3日	令和6年夏以降に順次給付開始
	(2) 新たに住民税均等割のみ課税となる世帯への給付 【R6均等割のみ課税化給付】	新たに令和6年度住民税所得割 (減税前) が課せられていない者のみで構成される世帯 (上記を除く) の世帯主	10万円/世帯	同上	同上
⑤	定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付 【調整給付】	(1) 当初調整給付 定額減税可能額が減税前税額を上回る (減税しきれない) と見込まれる所得税/住民税の納税義務者	左記上回ると見込まれる額 【1万円単位で給付】	実施主体決定日 令和6年1月1日 事務処理基準日 令和6年6月3日	同上
		(2) 不足額給付 当初調整給付に際し、推計額を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方等	左記不足する額 【1万円単位で給付】	実施主体決定日 令和7年1月1日 事務処理基準日 別途連絡	令和7年以降に順次給付開始

「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用

※ 実施時期については、事務負担も踏まえながら、速やかな支給開始に向けて、地域の実情に応じた早期の執行着手等、地方公共団体における柔軟な対応を可能とする。

⑤-2 「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付（不足額給付）について

1. 対象者（個人単位）

以下の事情により、当初調整給付の支給額に不足が生じる者

- I 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた者
- II 個別に書類の提示（申請）により、給付要件を確認して給付する必要がある者
（＝本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった者）

2. 給付額

I 「不足額給付時における調整給付所要額」－「当初調整給付時における調整給付所要額」

【調整給付所要額】(1)と(2)の合算額（合算額を万円単位に切り上げる）

- (1) 所得税分定額減税可能額－令和6年分推計所得税額（当初） or 令和6年分所得税額（不足額） ((1)<0の場合は0)
- (2) 個人住民税所得割分定額減税可能額－令和6年度分個人住民税所得割額 ((2)<0の場合は0)

II 原則4万円（定額） ※R6.1.1時点で国外居住者であった場合には3万円。

3. 実施主体

令和7年度住民税課税市町村
（特別区を含む）

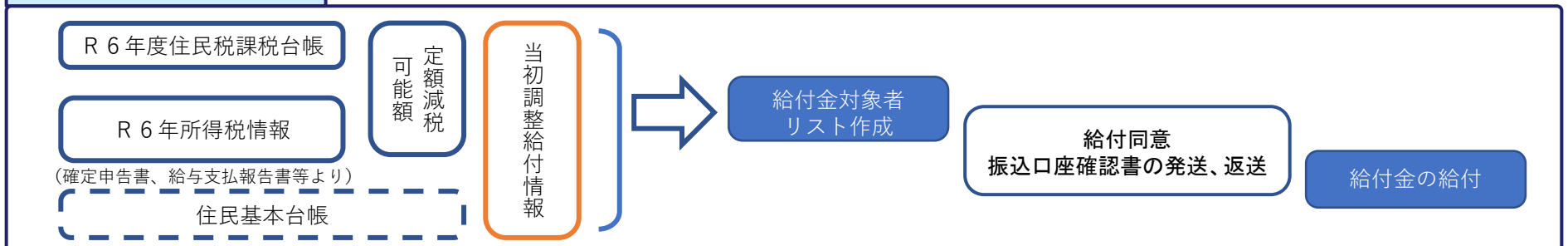
4. ①実施主体決定日／②事務処理基準日

- ①令和7年1月1日
- ②別途連絡

5. 交付金

別途連絡

6. 給付実務イメージ



不足額給付対象者について

I 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた者

→ **プッシュ型(支給確認書方式・お知らせ方式)を基本に給付** ※転出入者を除く

＜給付対象となりうる者の例＞

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、
「令和6年分推計所得税額(令和5年所得)」>「令和6年分所得税額(令和6年所得)」となった者
- こどもの出生等、扶養親族等が令和6年中に増加したことにより、
「所得税分定額減税可能額(当初給付時)」<「所得税分定額減税可能額(不足額給付時)」となった者
- 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、
令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた者

II 個別に書類の提示(申請)により、給付要件を確認して給付する必要がある者であって、以下のいずれの要件も満たす者

- ✓ 所得税及び個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ(≡本人として定額減税対象外)
- ✓ 税制度上、「扶養親族」から外れてしまう(≡扶養親族等としても定額減税対象外)
- ✓ 低所得世帯向け給付(R5非課税給付等、R6非課税化給付等)対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

(≡一体措置の対象外)

→ **申請型を基本に給付**

＜給付対象となりうる者の例＞

- 青色事業専従者、事業専従者(白色)
 - 合計所得金額48万円超の者
- 給付対象となりうる可能性があるため、上記要件を満たすか確認

※なお、当初調整給付対象者であっても、令和7年1月1日時点で非居住者、死亡者の場合は、不足額給付対象者とはならない。

不足額給付 I (詳細①)

【概要】

○ 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた場合に、追加で当該納税者に不足分の給付を行う。

※調整給付に余剰が出る場合は調整を行わない。

<不足額給付が生じる例> ・令和6年推計所得(令和5年所得) > 令和6年所得(失業など) (所得税額の減)
 ・子どもの出生など扶養親族等の増 (定額減税可能額の増 + 所得税額の減)

実施主体決定 (当初調整給付)

賦課期日
課税団体判定
当初課税判定
特別徴収税額決定
普通徴収税額決定

R6.1.1

住民税課税台帳
所得税課税情報

当初調整給付

当初調整給付対象者
当初調整給付額の算出

実施主体決定 (不足額給付)

賦課期日
課税団体判定

R7.1.1

住民税課税台帳
所得税課税情報

不足額給付

不足額給付対象者
不足額給付額の算出

令和5年所得

所得税

R5所得税額

令和6年所得

R6推計所得税額

R6所得税額

推計が実績額等になることで差が生じる

令和5年所得

住民税

R6個人住民税所得割額

住民税は基本的に変更はない

R6個人住民税に税額修正があった場合、不足額給付で対応

不足額給付 I (詳細②)

【給付対象】(個人単位で給付)

※本スライドの税額は全て定額減税適用前、税額控除後の意

納税義務者本人及び配偶者を含めた扶養親族等の数に基づき算定される定額減税可能額が、令和7年に入手可能な課税情報を基に把握された当該者の令和6年分所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る者であって調整給付額に不足が生じる者

具体的には以下の「①又は②のいずれかに該当する者」であって、令和7年の不足額給付時の調整給付所要額が令和6年の当初調整給付額を上回る者。ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る。

①所得税の定額減税可能額 (3万円×減税対象人数)が「令和6年分所得税額」を上回る者

②個人住民税所得割の定額減税可能額 (1万円×減税対象人数)が「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る者

【減税対象人数】

本人、同一生計配偶者及び扶養親族(国外居住者を除く。)

※扶養親族には16歳未満扶養親族を含む。

※控除対象配偶者を除く同一生計配偶者(国外居住者を除く。)については、所得税分控除不足額の算出においては不足額給付時において考慮し、個人住民税分控除不足額の算出においては令和6年度分個人住民税所得割の定額減税の算定に用いられないこと等を踏まえ、考慮しない。

【給付額】(①+②)(万単位切上げ)－当初調整給付額(万単位)

①「所得税分控除不足額(不足額給付時)」の算出方法

➔確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書から「控除外額」(所得税分控除不足額)を把握できるため、原則算出不要

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{定額減税可能額} \\ \hline 3 \text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族数}) \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{令和6年分所得税額 (減税前)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{① 所得税分控除不足額} \\ \hline \text{①} < 0 \text{の場合は} 0 \\ \hline \end{array}$$

扶養親族数を令和5年12月31日時点の現況から令和6年12月31日時点の現況に置換

※令和6年分推計所得税額から令和6年分所得税額(実績)に置換

②「個人住民税分控除不足額」の算出方法 (※税額修正・扶養是正等がない場合、当初調整給付時点から変更なし)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{定額減税可能額} \\ \hline 1 \text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族数}) \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{令和6年度分個人住民税額 (減税前)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{② 個人住民税分控除不足額} \\ \hline \text{②} < 0 \text{の場合は} 0 \\ \hline \end{array}$$

➔ 不足額給付額 = 不足額給付時 調整給付所要額 (①+②) (※一万円単位で「切り上げて」算出) - 当初調整給付額 (※万単位)

不足額給付 I (詳細③)

【「当初調整給付額」と「不足額給付額」の関係(イメージ)】

- 令和7年の「不足額給付額」算出時点の調整給付所要額が、令和6年に給付した「当初調整給付額」を上回る者に対して、当該上回る額(=給付不足額)を、「不足額給付額」として給付予定。

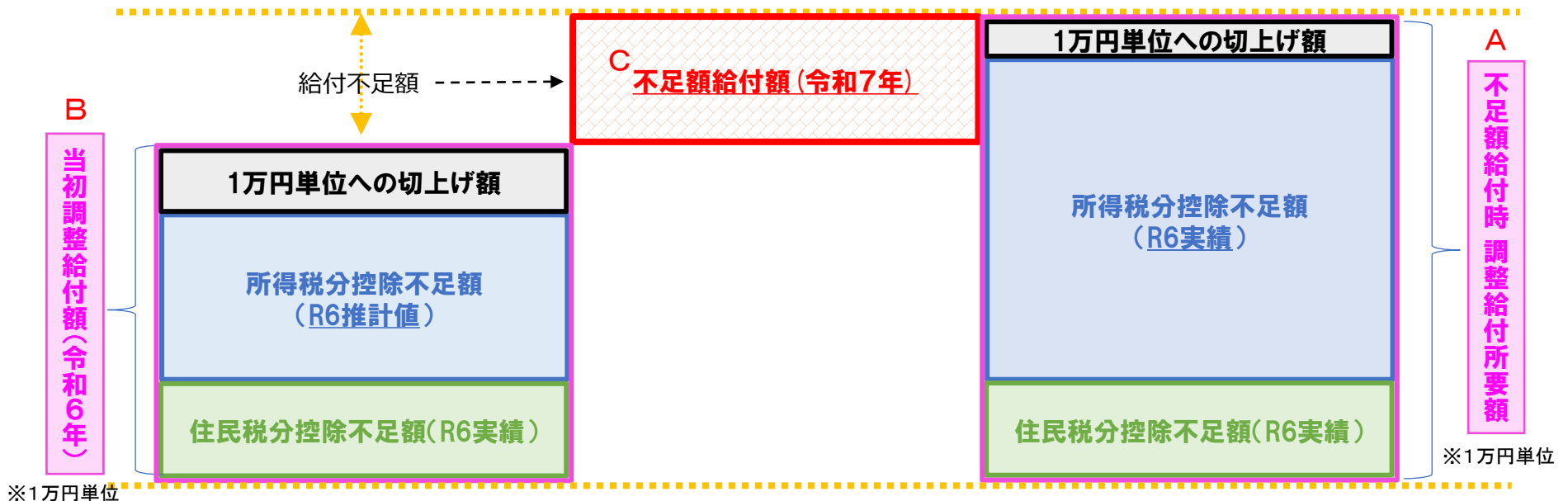
$$\begin{array}{|c|} \hline \text{不足額給付時} \\ \text{調整給付所要額} \\ \hline \text{A} \\ \hline \end{array}
 -
 \begin{array}{|c|} \hline \text{当初調整給付額} \\ \text{(令和6年)} \\ \hline \text{B} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{不足額給付額} \\ \text{(令和7年)} \\ \hline \text{C} \\ \hline \end{array}$$

※1万円単位

【イメージ】

【当初調整給付時点】

【不足額給付時点】



※ 不足額給付時に算出した調整給付所要額(A)が当初調整給付額(B)を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めない。

- 市町村における所得税分控除不足額の把握方法は、①「確定申告書」から把握、②「給与支払報告書」「公的年金等支払報告書」の適用欄から把握、③「給与支払報告書」「公的年金等支払報告書」の記載事項に基づき、各市町村の税務システムに取り込んでいる令和7年度分個人住民税情報(所得金額や人的控除等の情報)から、市町村独自の算出システムや「不足額給付のための算定ツール(仮称)」を用いて令和6年分所得税額を推計して把握、のいずれかの手法を基本とする。9

不足額給付 I (詳細④)

【減税対象人数について】

以下、非居住者を除く

【所得税】

- 令和6年分推計所得税(令和5年分所得税)については、令和5年所得に基づくため、扶養親族等の判定は令和5年12月31日時点の現況で判断
- 令和6年分所得税については、令和6年所得に基づくため、扶養親族等の判定は令和6年12月31日の現況で判断
→ 令和6年1月1日以降の扶養親族等の変動は加味する
ただし、令和6年中における扶養親族等の死亡については、死亡の時の現況による
※控除対象配偶者を除く同一生計配偶者についても令和6年12月31日の現況で判断する

【個人住民税所得割】

- 令和6年度分個人住民税所得割については、令和5年所得に基づくため、扶養親族等の判定は令和5年12月31日の現況で判断
→ 令和6年1月1日以降の扶養親族等の変動は加味しない
※控除対象配偶者を除く同一生計配偶者については、令和7年度分個人住民税所得割額の定額減税で加味

例：夫婦（片働き）に令和6年6月1日に子どもが出生したケース

<当初調整給付時点>

- ・ 所得税における定額減税可能額 = 3万円 × 2(人) = 6万円 (令和5年12月31日時点の現況)
- ・ 個人住民税における定額減税可能額 = 1万円 × 2(人) = 2万円 (令和5年12月31日時点の現況)

<不足額給付時点>

- ・ 所得税における定額減税可能額 = 3万円 × 3(人) = 9万円 (令和6年12月31日時点の現況)
- ・ 個人住民税における定額減税可能額 = 1万円 × 2(人) = 2万円 (令和5年12月31日時点の現況)

例：3人家族（夫婦（片働き）＋子供）で令和6年6月1日に扶養親族等が亡くなられたケース

<当初調整給付時点>

- ・ 所得税における定額減税可能額 = 3万円 × 3(人) = 9万円 (令和5年12月31日時点の現況)
- ・ 個人住民税における定額減税可能額 = 1万円 × 3(人) = 3万円 (令和5年12月31日時点の現況)

<不足額給付時点>

- ・ 所得税における定額減税可能額 = 3万円 × 3(人) = 9万円 (死亡の時(令和6年6月1日)の現況)
- ・ 個人住民税における定額減税可能額 = 1万円 × 3(人) = 3万円 (令和5年12月31日時点の現況)

不足額給付Ⅱ（詳細）

【給付対象】(個人単位で給付)

※本スライドの税額は全て定額減税適用前、税額控除後の意

以下のいずれの要件も満たす者(⇒基本的に必要書類の提出(申請)を行って頂くことが必要)

- 所得税及び個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ
(本人として、定額減税の対象外であること)
- 税制度上、「扶養親族」対象外(⇒青色事業専従者・事業専従者(白色)、合計所得金額48万円超の者)
(扶養親族等として、定額減税の対象外であること)
- 低所得世帯向け給付(R5非課税給付等、R6非課税化給付等)対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない
(一体措置の上で低所得世帯向け給付対象でないこと)

【給付額】 原則4万円(定額)

※R6.1.1時点で国外居住者であった場合には3万円。

【提出(申請)を求める資料】

<div style="text-align: center;">< 確認事項 ></div> <div style="text-align: center;">< 対象者属性 ></div>	<div style="text-align: center;">所得税、個人住民税所得割が いずれも定額減税前0であること</div>	<div style="text-align: center;">制度上、扶養親族対象外 ・青色事業専従者・事業専従者(白色) ・合計所得金額48万円超</div>	<div style="text-align: center;">低所得世帯向け給付の 受給有無</div>
<div style="text-align: center;">青色事業専従者・ 事業専従者(白色)</div>	<div style="font-size: 1.2em;">①②⑥</div>	<div style="text-align: center;">青色事業専従者・事業専従者(白色)の確認 ①③</div>	<div style="font-size: 1.2em;">④⑤⑥</div>
<div style="text-align: center;">合計所得金額 48万円超の者</div>	<div style="font-size: 1.2em;">①②⑥</div>	<div style="text-align: center;">合計所得金額48万円超の確認 ①②</div>	<div style="font-size: 1.2em;">④⑤⑥</div>

< 提出を求める資料(例) ※控えやコピーでも可 >

申請者において自治体間の異動がない場合など、自治体で容易に把握できる情報については提出不要とすることも可能(例：②、④、⑤や①、③の一部)

- ①申請者の令和6年分源泉徴収票又は令和6年分確定申告書の控え
- ②申請者の令和6年度税額決定通知書又は令和6年度(非)課税証明書
- ③(事業主)令和6年分確定申告書、青色事業専従者給与に関する届出書又は青色申告決算書
- ④住民票の写し(世帯全員)
- ⑤世帯全員の令和5年度及び令和6年度(非)課税証明書
- ⑥低所得世帯向け給付、当初調整給付を受給していない旨の確認書(誓約書)

- ※令和6年分所得税の税額・合計所得金額を把握するための資料
- ※令和6年度分個人住民税所得割の税額・合計所得金額を把握するための資料
- ※青色事業専従者・事業専従者(白色)を把握するための資料
- ※世帯員を把握するための資料
- ※世帯主及び世帯員の令和5年度分及び令和6年度分個人住民税の税額を把握するための資料
- ※受給していないことの確認書(書類がなく確認できない場合の誓約書含む)

不足額給付Ⅱ（対象者のイメージ）

<ケース①>

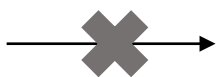
（例）夫(個人事業主)・妻(事業専従者)の世帯

Ex.)納税者である夫の個人商店を手伝う事業専従者（配偶者控除・扶養控除の対象とならない）の妻であって、自身の給与収入が概ね100万円に満たない（所得税・住民税が課されない）場合

世帯

夫（事業主・納税者）

妻（夫の事業専従者
給与収入50万円・非課税）



扶養
とならない

✓ 定額減税の対象
1人（本人）
× 4万円
= 4万円

✓ 所得税・住民税ともに課されない
⇒①本人は定額減税対象外
✓ 事業専従者
⇒②夫の定額減税においても扶養親族等とならない

※税制上、事業専従者は、所得に関わらず扶養親族等には該当しないとされている。

✓ 納税者が世帯にいるため、③低所得世帯向け給付の対象外

<ケース②>

（例）父・息子(納税者)・息子の妻の世帯

Ex.) 公的年金収入が158万円（合計所得金額48万円）超、概ね170万円以下（所得税・住民税が課されない）である65歳以上の高齢者が、納税者である息子等と同居している場合

世帯



父（年金収入165万円：非課税）

✓ 所得税・住民税ともに課されない
⇒①本人は定額減税対象外
✓ 年金収入158万円（合計所得金額48万円）超
⇒②息子の定額減税においても扶養親族等とならない



扶養とならない



息子（納税者）

✓ 定額減税の対象
2人（本人と妻）
× 4万円
= 8万円



息子の妻

（収入なし：非課税）

✓ 所得税・住民税ともに課されない
⇒本人は定額減税対象外
✓ 息子の定額減税において扶養親族等となる



扶養となる

✓ 納税者が世帯にいるため、③低所得世帯向け給付の対象外

令和6年分所得税情報の把握方法

不足額給付に係る令和6年分所得税分控除不足額の把握について(確定申告書)

- 令和6年分確定申告書には、④④「令和6年分特別税額控除」欄及び④⑤「再々差引所得税額(基準所得税額)」欄が追加される予定。
- そこで、【④④「令和6年分特別税額控除」－④③「再差引所得税額」】を計算することにより、不足額給付時における「所得税分控除不足額」を算出いただくことを想定。

令和6年分の確定申告書(案)一部抜粋

収入金額等	事業	①	
	農業	②	
	不動産	③	
	配当	④	
	給与	⑤	
	公的年金等	⑥	
	雑業務	⑧	
	その他	⑨	
	短期	⑩	
	長期	⑪	
所得金額等	事業	①	
	農業	②	
	不動産	③	
	配当	④	
	給与	⑤	
	公的年金等	⑥	
	雑業務	⑧	
	その他	⑨	
	⑦から⑩までの計	⑩	
	総合課税一時	⑪	
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	
	小規模企業共済等掛金控除	⑭	
	生命保険料控除	⑮	
	地震保険料控除	⑯	
	専業主婦等控除	⑰	0000
	勤労学生・障害者控除	⑱	0000
	配偶者控除	⑲	0000
	扶養控除	⑳	0000
	基礎控除	㉒	0000
	⑬から㉒までの計	㉓	
雑損控除	㉔		
医療費控除	㉕		
寄附金控除	㉖		
合計	㉗		



再差引所得税額	④③	
災害減免額	④②	
再差引所得税額	④③	
令和6年分特別税額控除	④④	0000
再々差引所得税額(基準所得税額)	④⑤	
復興特別所得税額	④⑥	
所得税及び復興特別所得税の額	④⑦	

- 所得税分定額減税可能額
= ④④「令和6年分特別税額控除」
※「人数欄」より、減税対象人数も把握可能(扶養親族等込み)
- 令和6年分所得税額(定額減税前)
= ④③「再差引所得税額」
- 控除済額(定額減税した額)
= ④③「再差引所得税額」－④⑤「再々差引所得税額(基準所得税額)」
- 所得税分控除不足額(控除外額(定額減税しきれなかった額))
= ④④「令和6年分特別税額控除」－④③「再差引所得税額」

不足額給付に係る令和6年分所得税分控除不足額の把握について(給報、年報)

- 給与支払報告書、公的年金等支払報告書の摘要欄に記載された「源泉徴収時所得税減税控除済額●●円」、「控除外額●●円」等の記述から所得税情報を把握いただくことを想定。

(参考) 「令和6年分所得税の定額減税の給与収入に係る源泉徴収税額からの控除について」 (令和6年1月19日 財務省・国税庁) 【抄】

令和6年分所得税の定額減税については、「令和6年度税制改正の大綱」(令和5年12月22日閣議決定)において税制改正の内容が決定されたところであるが、同閣議決定において、「源泉徴収義務者が早期に準備に着手できるよう、財務省・国税庁は、法案の国会提出前であっても、制度の詳細についてできる限り早急に公表するとともに、源泉徴収義務者向けのパンフレットの作成等広報活動を開始し、給付金担当を含む関係省庁や地方公共団体ともよく連携しながら、制度の趣旨・内容等について、丁寧な周知広報を行うこと」とされたことを踏まえ、令和6年度税制改正のための税制改正法案が成立した場合の令和6年分所得税の定額減税の給与収入に係る源泉徴収税額からの控除について、下記のとおり、政省令に委任される事項等を含めた実施要領の案を、あらかじめ周知・広報する。

なお、本実施要領案は、あくまでも源泉徴収義務者が早期に準備に着手できるようあらかじめ周知・広報するものであり、令和6年度税制改正のための税制改正法案については、今後国会に法案を提出し、国会審議を経ることが前提となることにご留意いただきたい。

記

(中略)

4. 源泉徴収票等の記載事項

- (1) 主たる給与等の支払者が令和6年6月1日以後に年末調整をして作成する源泉徴収票の摘要欄の記載事項
 - ① **所得税の定額減税控除済額、控除しきれなかった額**
 - ② (該当者のみ) 合計所得金額が1,000万円超である居住者の同一生計配偶者(以下「非控除対象配偶者」という。)分の特別控除を実施した場合、その旨

(記載例)

- ① **源泉徴収時所得税減税控除済額●●円、控除外額●●円**
- ② 非控除対象配偶者減税有

(注 4-1-1) 令和6年6月1日以後の退職・国外転出・死亡等により交付する源泉徴収票においても同様。

【参考】 国税庁ホームページ「定額減税 特設サイト」より

パンフレット「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」【P14抄】

5. 源泉徴収票への表示

年末調整済みの源泉徴収票

年末調整終了後に作成する「給与所得の源泉徴収票」には、その「(摘要)」欄に、実際に控除した年調減税額を「源泉徴収時所得税減税控除済額××円」と記載します。

記載する金額は次のとおりです。

(年調所得税額^④ ≥ 年調減税額^{④-2}の場合)

12・13 ページの年末調整計算シート又は源泉徴収簿（以下「年末調整計算シート等」といいます。）の「年調減税額^{④-2}」欄の金額を記載します。

(年調所得税額^④ < 年調減税額^{④-2}の場合)

年末調整計算シート等の「年調所得税額^④」欄の金額を記載します。

また、年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額（年末調整計算シート等の「控除外額^{④-4}」欄の金額）を「控除外額××円」（控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円）」と記載します。

さらに、合計所得金額が1,000万円超である居住者の同一生計配偶者（以下「非控除対象配偶者」といいます。）分を年調減税額の計算に含めた場合には、上記に加えて「非控除対象配偶者減税有」と記載します。

なお、「(摘要)」欄への記載に当たっては、定額減税に関する事項を最初に記載するなど、書ききれないことがないように留意してください。

〔記載例〕 <年末調整を行った一般的な場合>

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る者	住所 又は 居所	△△市〇〇町1-2-3		(受給者番号)											
				(個人番号) 112233445566											
				(役職名)											
				氏名 (フリガナ) ヤマカワ タロウ											
				名 山川 太郎											
種別		支払金額		給与所得控除後の金額 (調整控除後)				所得控除の額の合計額				源泉徴収税額			
給料		7 770 000		5 893 000				2 881 300				44 500			
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)				16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数			
有 従有		380 000		1				1							
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額									
1221		300		120 000		50 000		40		000					
(摘要)															
源泉徴収時所得税減税控除済額120,000円、控除外額0円															

不足額給付に係る「所得税分控除不足額」の把握について①

○ 市町村における「令和6年分所得税分控除不足額」の把握方法については、以下の手法によることを基本とする。

◆ 「確定申告書」から把握する場合 → 「確定申告書の記載事項に基づき計算した額」により把握する。

◆ 「給与支払報告書」「公的年金等支払報告書」から把握する場合 → 以下のいずれかに掲げる手法により把握する。

- ① 両報告書の摘要欄に記載されている所得税分控除不足額（「源泉徴収時所得税減税控除済額」及び「控除外額」から算出）を把握【基本形】
- ② 両報告書の記載事項に基づき、各市町村の税務システムに取り込んでいる令和7年度分個人住民税課税情報（所得金額や人的控除等の情報）から、市町村独自の算出システムを用いて令和6年分所得税額を推計し、所得税分控除不足額を算出
- ③ 両報告書の記載事項に基づき、各市町村の税務システムに取り込んでいる令和7年度分個人住民税課税情報（所得金額や人的控除等の情報）から、「不足額給付のための算定ツール（仮称）」^(※)を用いて令和6年分所得税額を推計し、所得税分控除不足額を算出

○ ただし、市町村が上記②、③の手法により令和6年分所得税額を推計し、所得税分控除不足額を算出する場合には、所得税実績額との乖離が一定生じうることから、支給確認書の送付時などに、給付対象者から所得税分控除不足額の修正依頼等があった際には、適切に対応できるよう、十分に配慮いただくことが必要。

(※) 算定式の考え方は、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書から所得税分控除不足額を把握する団体も、不足額給付額の算定に活用可能とし、③の手法により、所得税額を推計する場合は、「データ標準レイアウト提供項目」の令和7年度分の個人住民税賦課情報の項目等を活用し、「調整給付のための算定ツール」と同様の考え方に沿って、令和6年分の推計所得税額を算出予定。

なお、「調整給付のための算定ツール」では、「データ標準レイアウト提供項目」に記載のない所得税の税額控除については反映していないが、「不足額給付のための算定ツール（仮称）」では、各市町村が保有している給与支払報告書に記載のある「住宅借入金等特別税額控除」の記入欄を新たに設けるなど、反映可能な市町村にあっては、所得税の税額控除等も一定程度反映する仕組みとする予定。算定式のイメージは次頁のとおり。

(※ 所得税におけるその他の税額控除（住宅借入金等特別税額控除適用初年度を含む）については、当該控除を受けるためには確定申告が必要なため、当該者に対しては、基本的に「確定申告書の記載事項に基づき計算した額」から把握することを想定。)

不足額給付に係る「所得税分控除不足額」の把握について②

【参考】算定式の考え方（イメージ）

令和6年 所得税分控除不足額（※）	+	令和6年度個人住民税分 控除不足額（※）	-	当初給付時 調整給付所要額（※）	
※以下のどの手法かにより 入力情報が異なる		※令和6年度個人住民税課税情報 (基本的にデータ標準レイアウト項目) を入力することで算定		※各市町村の給付金システム等で 把握している額を入力	
				=	不足額給付時 調整給付所要額

I 「確定申告書」から把握する場合

原則として、④④「令和6年分特別税額控除」－ ④③「再差引所得税額」(<0の場合は0)から把握した所得税控除不足額を入力

なお、④④「令和6年分特別税額控除」、④③「再差引所得税額」等を入力することで算定式から所得税分控除不足額を算出することも可能
※外国税額控除は別途の把握

II 「給与支払報告書、公的年金等支払報告書」から把握する場合

摘要欄の「源泉徴収時所得税減税控除済額」及び「控除外額」から把握した所得税分控除不足額を入力

III 「令和7年度個人住民税課税情報から推計した所得税額」から把握する場合

令和7年度個人住民税情報（基本的にデータ標準レイアウト項目）を入力

※ただし、前述のとおり、所得税実績額との乖離が一定生じることから、給付対象者から所得税分控除不足額の修正依頼等があった際には、適切に対応できるよう、十分な配慮が必要。

総所得金額等 <small>(総合課税分・分離課税分)</small>	-	所得控除額（※）	
	=	課税所得金額	（※）住民税における所得控除情報を活用し 所得税における所得控除額を算出
	×	所得税率 <small>(総合課税分・分離課税分を加味)</small>	
	=	推計所得税額	-
	-	定額減税可能額	
	=	所得税分控除不足額	(推計所得税税額 - 定額減税可能額 > 0の場合は0)

不足額給付の実務イメージ等

不足額給付の給付実務イメージ等について①

【実施主体、実施主体決定日】

- 不足額給付の実施主体は、支給実務の円滑化等に資するよう、令和7年度個人住民税課税団体とする。
- 令和7年度個人住民税課税団体の決定日は、個人住民税の賦課期日である令和7年1月1日。
- 不足額給付額算定の基礎となる、課税情報を課税台帳等から抽出(把握)し、不足額給付額算定等の事務処理を進める目安となる日となる事務処理基準日は、別途連絡予定。

【市区町村における給付実務イメージ】(基本パターン)

(0) 賦課期日における実施主体決定(令和7年度個人住民税課税団体)

(1) 令和6年度分個人住民税分控除不足額の把握(不足額給付時調整給付所要額)

令和6年度住民税課税台帳より、当初調整給付の事務処理基準日以降の税額修正・扶養是正等も含めた令和6年度分個人住民税所得割納税義務者の抽出、個人住民税所得割額、扶養親族等の把握

→税システムより情報抽出。令和6年度分個人住民税を把握していない者(転入者等)については申請方式含め別途対応

(2) 令和6年分所得税分控除不足額の把握(不足額給付時調整給付所要額)

確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等より、令和6年分所得税分控除不足額「控除外額」(必要に応じ、所得税額、扶養親族等)等の把握

→所得税分控除不足額の把握方法により選んだ手法(P17参照)により把握

(3) 当初調整給付額(当初給付時調整給付所要額)等の把握

当初調整給付支給台帳(リスト)より、当初調整給付支給対象者、当初調整給付額、振込先口座情報等の把握

→当初調整給付の給付金システムより把握。把握できない者(転入者等)については申請方式含め別途対応

(4) 不足額給付額の算定

不足額給付時点における「(1)令和6年度分個人住民税所得割分控除不足額」及び「(2)令和6年分所得税分控除不足額」に基づき「不足額給付時調整給付所要額(※(1)+(2)を1万円単位に切上げ)」を算出。

「不足額給付時調整給付所要額」-「(3)当初調整給付額」>0となる給付対象者・給付額のリストを作成

→(1)~(3)の情報をインプットファイルとして作成し、当初調整給付同様に、「不足額給付のための算定ツール(仮称)」において算定可能とすることを検討中

※なお、自治体の実情(自治体実務や住民利便性等)に応じて「申請型」で対応することも差し支えない。

(5) 給付同意・振込口座の確認書の郵送又はオンライン申請開始、振込手続

不足額給付の給付実務イメージ等について②

【令和6年度課税団体と令和7年度課税団体が転出により異なる場合(令和6年時非居住者含む)】

- 令和7年度課税団体は、当初調整給付関係情報を保有していないため、プッシュ型(支給確認書方式・お知らせ方式)での対応が困難。
- このため、令和6年中に転出された方であって給付対象となる方*は、令和7年度課税団体に対し、以下の書類を添えて申請書とともに申請。

(※ ①令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少した方、②こどもの出生等、扶養親族等が令和6年中に増加した方、③当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少した方、などが給付対象者となる可能性あり。)

- ・当初調整給付金支給確認書等 (当初調整給付額及び算定過程の所得税分控除不足額(R6推計額)、個人住民税控除不足額(R6実績)を含んだもの)
※税額修正・扶養是正等があった場合はその旨の分かる資料も添付が望ましい。
- ・**所得税分控除不足額(R6実績)**がわかる資料
令和6年分の源泉徴収票(確定申告していない旨の誓約(申請書))、令和6年分の確定申告書など
- ・住民票(令和7年1月1日以降にさらに転居があった場合) 等

→ 「不足額給付時調整給付所要額」 - 「当初調整給付額」 が > 0 となることを確認

【専従者又は合計所得金額48万円超であって所得税額及び個人住民税所得割額ゼロの場合】

- 当該者は必要書類の提示が必要なため、プッシュ型(支給確認書方式・お知らせ方式)での対応ができない。
- このため、令和7年度課税団体に対し、以下の書類を添えて申請書とともに申請。

※自治体で把握できる情報については提出不要とすることも可能

- ・申請者の令和6年分源泉徴収票又は令和6年分確定申告書 (所得税額の把握)
 - ・申請者の令和6年度税額決定通知書 又は 令和6年度(非)課税証明書 (個人住民税所得割額の把握)
 - ・事業主の令和6年分確定申告書、青色事業専従者給与に関する届出書又は青色申告決算書 (青色、白色事業専従者の把握) ※専従者のみ
 - ・住民票の写し(世帯全員) (世帯員の把握)
 - ・世帯全員の令和5年度及び令和6年度課税証明書 (世帯全員の税額の把握)
 - ・低所得世帯向け給付及び当初調整給付を受給していない旨の確認書 (受給が判明した際返還する旨の確認書)
- 等

→ 「所得税及び個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ」かつ「税制度上、扶養親族等から外れてしまう」かつ「低所得世帯向け給付(R5非課税給付等、R6非課税化給付等)対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない」との給付要件を満たすことを確認

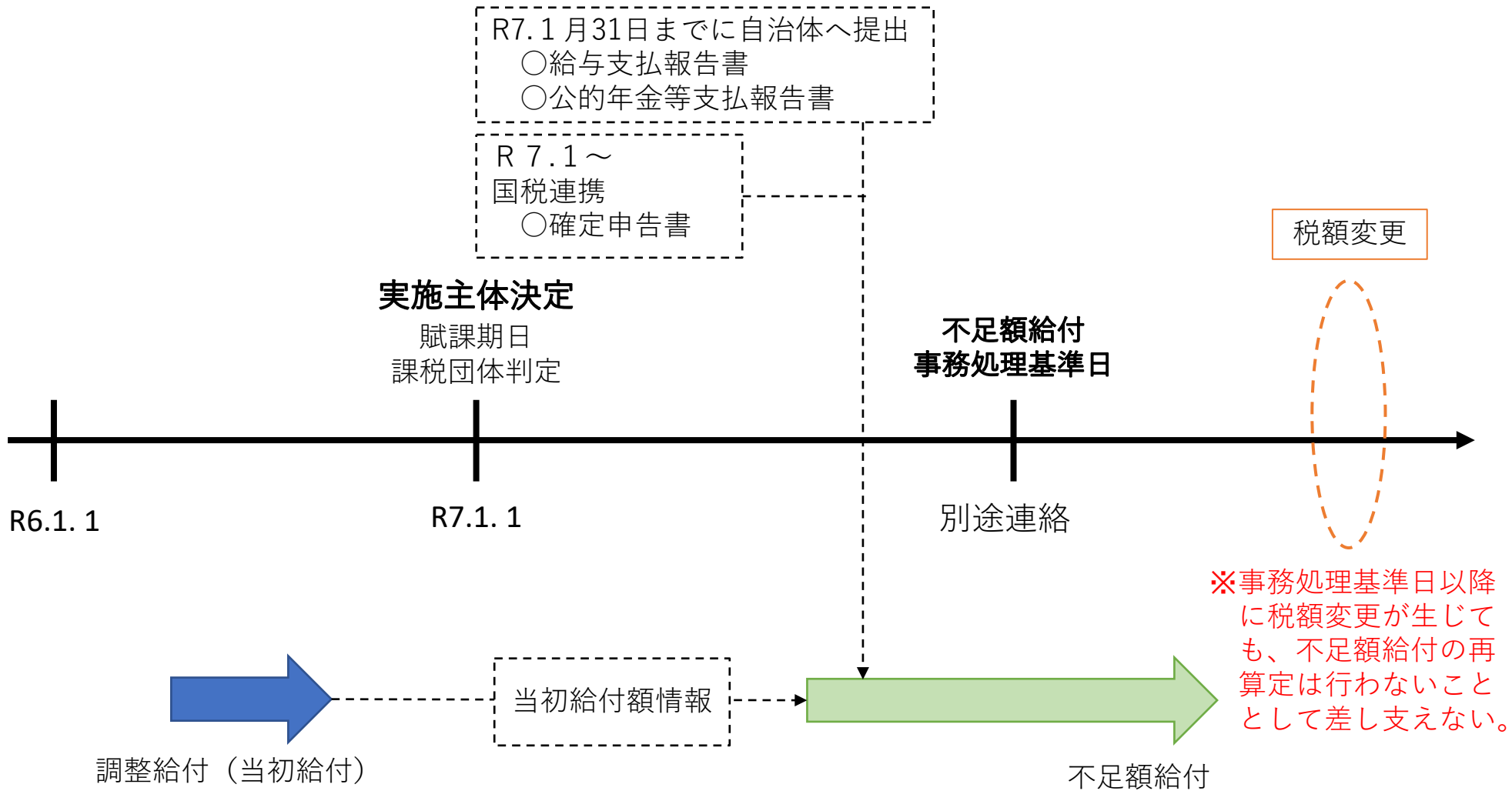
※なお、自治体の実情(自治体実務や住民利便性等)に応じて、対応可能な場合には「プッシュ型」で対応することも差し支えない。

不足額給付に係る主な具体事例

	当初時状況	不足額給付時状況	不足額給付の対象該当性
当初調整給付対象者 (単身者のケースを想定)	R6推計所得税、 R6個人住民税所得割 いずれかあり	R6推計所得税をR6所得税に置換 (R6個人住民税所得割の税額修正含む)	所得税分3万円、個人住民税分1万円を 基礎として不足額給付時所要額・給付額を算定 ※過給付の場合、当初調整給付額は返還不要
		扶養親族等増 (+ α 人)	所得税分3万円×(1+ α)人、個人住民税分1万円を 基礎として不足額給付時所要額・給付額を算定 ※扶養親族数については、個人住民税はR5.12.31、所得税はR6.12.31の現況 によるため、所得税分のみ反映
		R7.1.1時点で非居住者、死亡	不足額給付対象外 ※過給付の場合として、当初調整給付額は返還不要
	R6推計所得税あり R6個人住民税所得割なし	R6推計所得税をR6所得税に置換した結果、 R6所得税もなしとなった場合	不足額給付対象外 ※過給付の場合として、当初調整給付額は返還不要

	当初時状況	不足額給付時状況	不足額給付の対象該当性
当初調整給付対象外者 (単身者のケースを想定)	R6推計所得税、 R6個人住民税所得割 ともになし	R6推計所得税をR6所得税に置換した結果、 R6所得税が発生 (R6個人住民税所得割の税額修正による発生含む)	所得税分3万円、個人住民税分1万円を 基礎として不足額給付時所要額・給付額を算定
		R6所得税、R6個人住民税所得割ともになし 専従者又は合計所得金額48万円超	原則4万円(定額)を不足額給付として給付 ※低所得世帯向け給付を世帯主・世帯員として受給している場合は対象外
	全額定額減税 (定額減税しきれない額なし)	R6推計所得税をR6所得税に置換した結果、 R6推計所得税 > R6所得税 (R6個人住民税所得割の税額修正による減含む)	所得税分3万円、個人住民税分1万円を 基礎として不足額給付時所要額・給付額を算定
		扶養親族等増 (+ α 人)	所得税分3万円×(1+ α)人、個人住民税分1万円を 基礎として不足額給付時所要額・給付額を算定 ※扶養親族数については、個人住民税はR5.12.31、所得税はR6.12.31の現況 によるため、所得税分のみ反映
	未申告	就職等によりR6所得税が発生 (R5所得がないためR5所得未申告だったケース)	所得税分3万円、個人住民税分1万円を 基礎として不足額給付時所要額・給付額を算定
	合計所得金額1,805万円超	R6所得税では1,805万円以下 R6個人住民税では1,805万円超	所得税分3万円のみを 基礎として不足額給付時所要額・給付額を算定
	R6.1.1時点非居住者	R7.1.1以前に入国し居住者となり R6所得税が発生	所得税分3万円のみを 基礎として不足額給付時所要額・給付額を算定

全体スケジュール(現時点の見込み)



參考資料

当初調整給付の概要

⑤-1 「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付（調整給付（当初調整給付））について

1. 対象者（個人単位）

定額減税可能額が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の「令和6年分推計所得税額」（令和5年分所得税額）又は「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る者

定額減税可能額：	所得税分	= 3万円 × 減税対象人数
	個人住民税所得割分	= 1万円 × 減税対象人数
減税対象人数：	納税者本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族（16歳未満扶養親族を含む）の数	

2. 給付額

(1)+(2)の合算額（合算額を万円単位に切り上げる）

(1) 所得税分定額減税可能額 - 令和6年分推計所得税額（令和5年分所得税額） ((1) < 0の場合は0)

(2) 個人住民税所得割分減税可能額 - 令和6年度分個人住民税所得割額 ((2) < 0の場合は0)

なお、令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が確定した後、給付額に不足があることが判明した場合には、追加で給付する。

3. 実施主体

住民税課税市町村
（特別区を含む）

4. ①実施主体決定日／②事務処理基準日

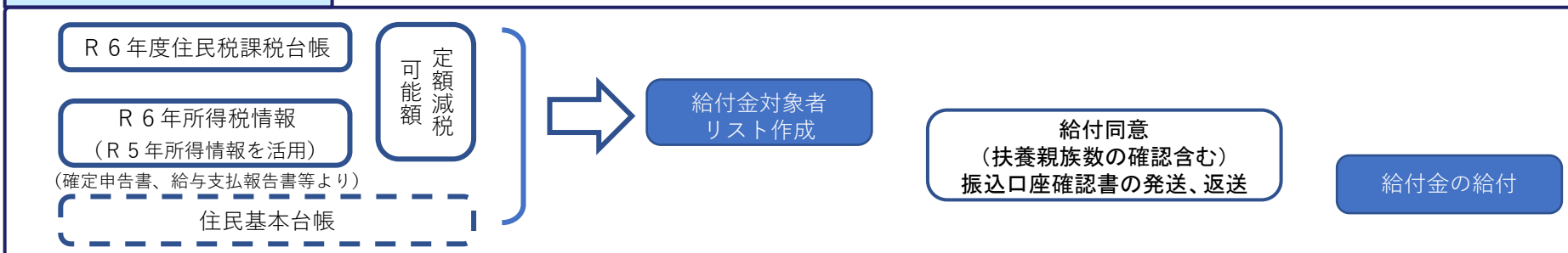
① 令和6年1月1日

② 令和6年6月3日

5. 交付金

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
【給付金・定額減税一体支援枠】

6. 給付実務イメージ



⑤-1 「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付について（当初調整給付・詳細）

【給付対象】(個人単位で給付)

※本スライドの税額は全て定額減税適用前、税額控除後の意

納税義務者本人及び配偶者を含めた扶養親族等の数に基づき算定される定額減税可能額が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該者の令和6年分所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る者。

具体的には以下の「①又は②のいずれかに該当する者」。ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る。

- ①所得税の定額減税可能額（3万円×減税対象人数）が「令和6年分推計所得税額（令和5年分所得税額）」を上回る者
- ②個人住民税所得割の定額減税可能額（1万円×減税対象人数）が「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る者

【減税対象人数】

本人、同一生計配偶者及び扶養親族(国外居住者を除く。)

※扶養親族には16歳未満扶養親族を含む。

※控除対象配偶者を除く同一生計配偶者(国外居住者を除く。)については、令和6年度分個人住民税所得割の定額減税の算定に用いられないこと等を踏まえ、調整給付の算定時には考慮しない。

【給付額】(①+②)

※令和6年分所得税額は、令和6年中には確定しないため、前年の令和5年分所得税額により、令和6年分所得税額を推計する。

①「所得税分控除不足額」の算出方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{定額減税可能額} \\ \hline 3 \text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族数}) \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{令和6年分推計所得税額 (減税前)} \\ \hline = \text{令和5年分所得税額 (実績)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{① 所得税分控除不足額} \\ \hline \text{①} < 0 \text{の場合は} 0 \\ \hline \end{array}$$

②「個人住民税分控除不足額」の算出方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{定額減税可能額} \\ \hline 1 \text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族数}) \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{令和6年度分個人住民税額 (減税前)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{② 個人住民税分控除不足額} \\ \hline \text{②} < 0 \text{の場合は} 0 \\ \hline \end{array}$$

➔ 調整給付額 = ① + ② (一万円単位で「切り上げて」算出)

<算定イメージ>

(減税対象人数1人の場合)

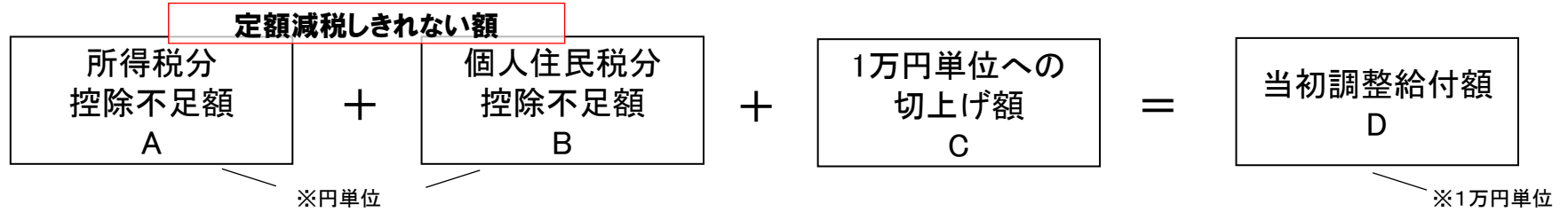
0円 < ①+② ≤ 1万円 ⇒ 1万円
 1万円 < ①+② ≤ 2万円 ⇒ 2万円
 2万円 < ①+② ≤ 3万円 ⇒ 3万円
 3万円 < ①+② ≤ 4万円 ⇒ 4万円

(減税対象人数2人の場合)

0円 < ①+② ≤ 1万円 ⇒ 1万円
 1万円 < ①+② ≤ 2万円 ⇒ 2万円
 2万円 < ①+② ≤ 3万円 ⇒ 3万円
 3万円 < ①+② ≤ 4万円 ⇒ 4万円
 4万円 < ①+② ≤ 5万円 ⇒ 5万円
 5万円 < ①+② ≤ 6万円 ⇒ 6万円
 6万円 < ①+② ≤ 7万円 ⇒ 7万円
 7万円 < ①+② ≤ 8万円 ⇒ 8万円

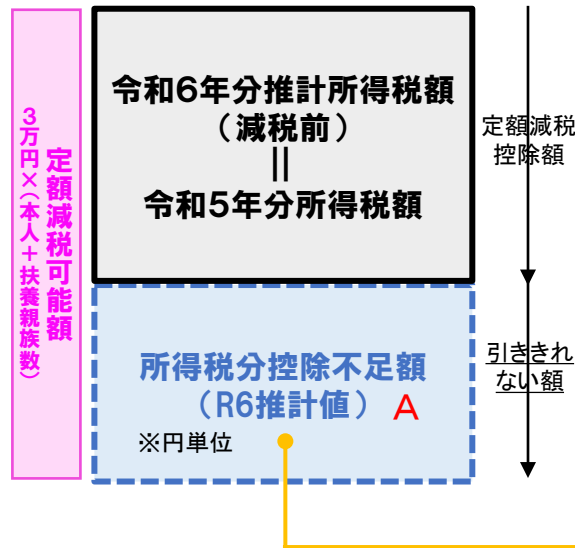
「当初調整給付額」の算出方法について(イメージ)

- 納税者及び配偶者を含めた扶養親族数に基づき算定される定額減税可能額が、令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る者に対し、当該上回る額の合算額(=「所得税分控除不足額」+「個人住民税分控除不足額」)を基礎として、1万円単位で切り上げて算定した額を支給。

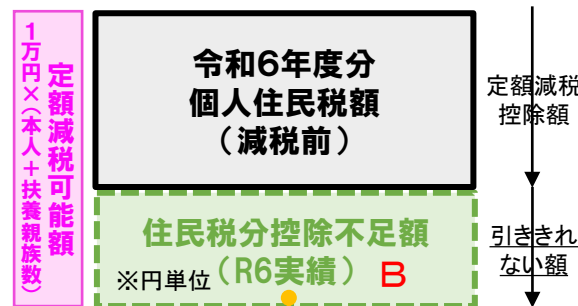


【イメージ】

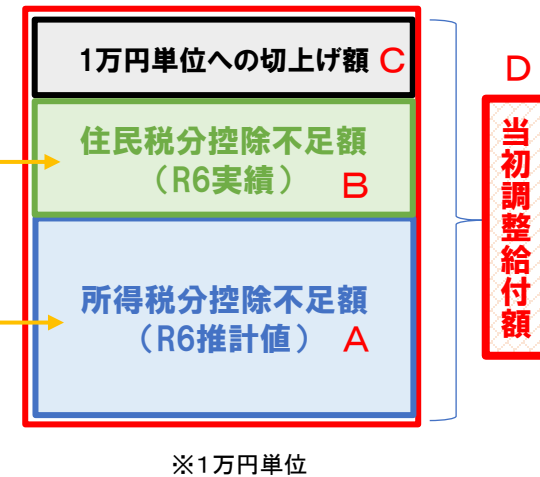
【所得税分控除不足額の算出】



【個人住民税分控除不足額の算出】



【当初調整給付額の算出】



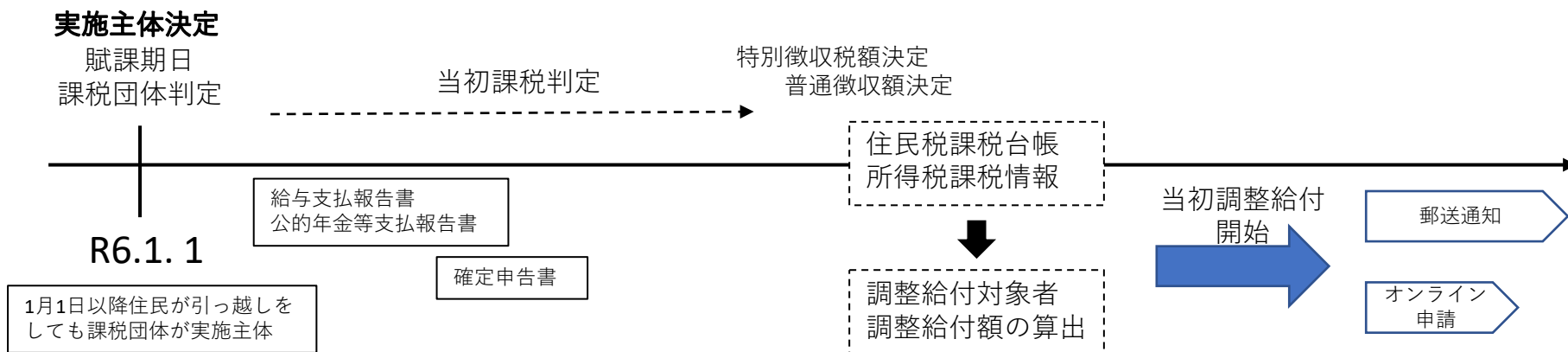
当初調整給付の実施主体、給付実務イメージ等について

【実施主体、実施主体決定日】

- 当初調整給付の実施主体は、定額減税措置との連続性を踏まえ、令和6年度分個人住民税課税団体とする。
(住民登録外課税の場合も、同様)
- 令和6年度分個人住民税課税団体の決定日は、個人住民税の賦課期日である令和6年1月1日。
(個人住民税は、賦課期日現在において市町村内に住所を有する個人に対して課される)
- 「事務処理基準日」(＝給付額算定の基礎となる課税情報を課税台帳等から抽出(把握)し、当初調整給付額算定等の事務処理を進める目安となる日)は、令和6年6月3日。

【市区町村における給付実務イメージ】

- (0) 賦課期日における実施主体決定(令和6年度分個人住民税課税団体)
- (1) 令和6年度住民税課税台帳より、個人住民税所得割納税義務者の抽出、個人住民税所得割額、扶養親族等の把握
- (2) 所得税課税情報(※)より、所得税納税義務者の抽出、所得税額、扶養親族等の把握
(※)令和6年に入手可能な確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等による把握、個人住民税課税情報から市町村独自の算出システムを用いて推計した情報又は個人住民税課税情報から「調整給付のための算定ツール」を用いて推計した情報
- (3) 「所得税分控除不足額」及び「個人住民税所得割分控除不足額」を算出し、「当初調整給付額」>0となる給付対象者・給付額のリストを作成
- (4) 給付同意・振込口座の確認書の郵送又はオンライン申請開始、振込手続



【参考】当初調整給付の「事務処理基準日」について

- 当初調整給付額算定の基礎となる令和6年分推計所得税額(令和5年分所得税額)や、令和6年度分個人住民税額を課税台帳等から抽出(把握)し、当初調整給付額算定等の事務処理を進める目安となる日を「事務処理基準日」とする。
 - ※給付主体は、個人住民税の賦課期日(R6.1.1)に既に決定(賦課期日以降の住所異動で変わらない)。
- 事務処理基準日は、令和6年6月3日(月)を目安として設定。
 - ※なお、各地方公共団体において、当初賦課決定の完了日や税額修正のシステム反映へのタイミング、新たに住民税非課税等となる世帯への給付の実務における税情報の抽出日と合わせる等、地域の実情に応じて前後させることとしても差し支えないが、早期給付の観点に十分配慮いただきたい。
- 事務処理基準日以降の税額修正等については、当初調整給付額への都度反映を不要とする。
 - ※不足額給付の際に一括して、令和5年分所得税から令和6年分所得税に置換、令和6年度分個人住民税も税額修正等があれば置換。その際、過給付となった場合の返還は求めず、不足額が生じた場合に不足額給付を支給する。
 - ※ただし、地域の実情に応じて、都度、調整給付額の変更を行うこととしても差し支えない。

【参考】 当初調整給付に係る事務処理の流れ

- ・事務処理基準日 : 令和6年6月3日を目安として設定 ➡ 令和6年夏以降支給開始
- ・住民から自治体への申請期限 : 遅くとも令和6年10月31日まで
 - ※下記の支出決定期限までに支出決定可能であれば、地方公共団体の判断で後ろ倒しすることも可能
- ・自治体における支出決定の期限 : 遅くとも令和6年11月30日まで
 - ※上記の期限までとすることが困難な場合、地方公共団体の判断で令和6年12月20日まで後ろ倒しすることも可能
- ・支援者数の調査時期 : 令和6年12月～令和7年1月頃

当初調整給付に係る所得税情報の把握について

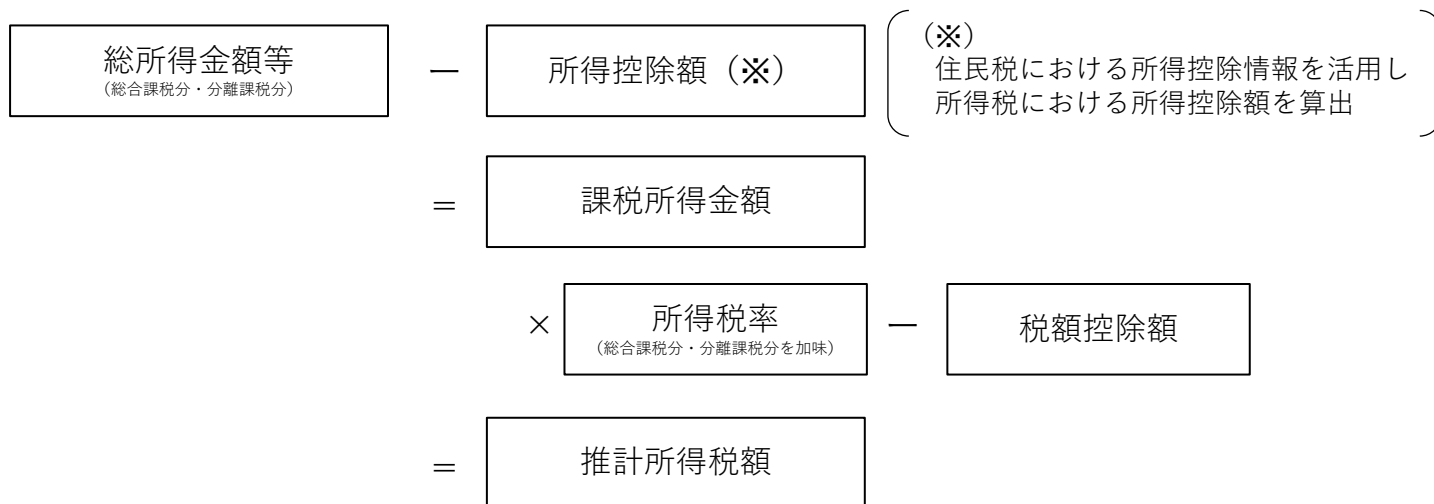
○ 市町村における「令和5年分所得税額」の把握方法については、以下のいずれかに掲げる手法とする。

- ① 入手した「確定申告書」、「給与支払報告書」、「公的年金等支払報告書」等に記載されている所得税額を基に各市町村の税務システムに取り込んでいる活用可能なデータから所得税額を把握
- ② 各市町村の税務システムに取り込んでいる令和6年度分個人住民税課税情報(所得金額や人的控除等の情報)から、市町村独自の算出システムを用いて令和5年分所得税額を推計
- ③ 各市町村の税務システムに取り込んでいる令和6年度分個人住民税課税情報(所得金額や人的控除等の情報)から、国から示すモデル推計式を組み込んだ「調整給付のための算定ツール」(*)を用いて令和5年分所得税額を推計

(※)モデル推計式の考え方は、現行の「データ標準レイアウト提供項目」の令和6年度分の住民税賦課情報の項目等を活用し、以下の考え方に沿って令和5年分の推計所得税額を算出

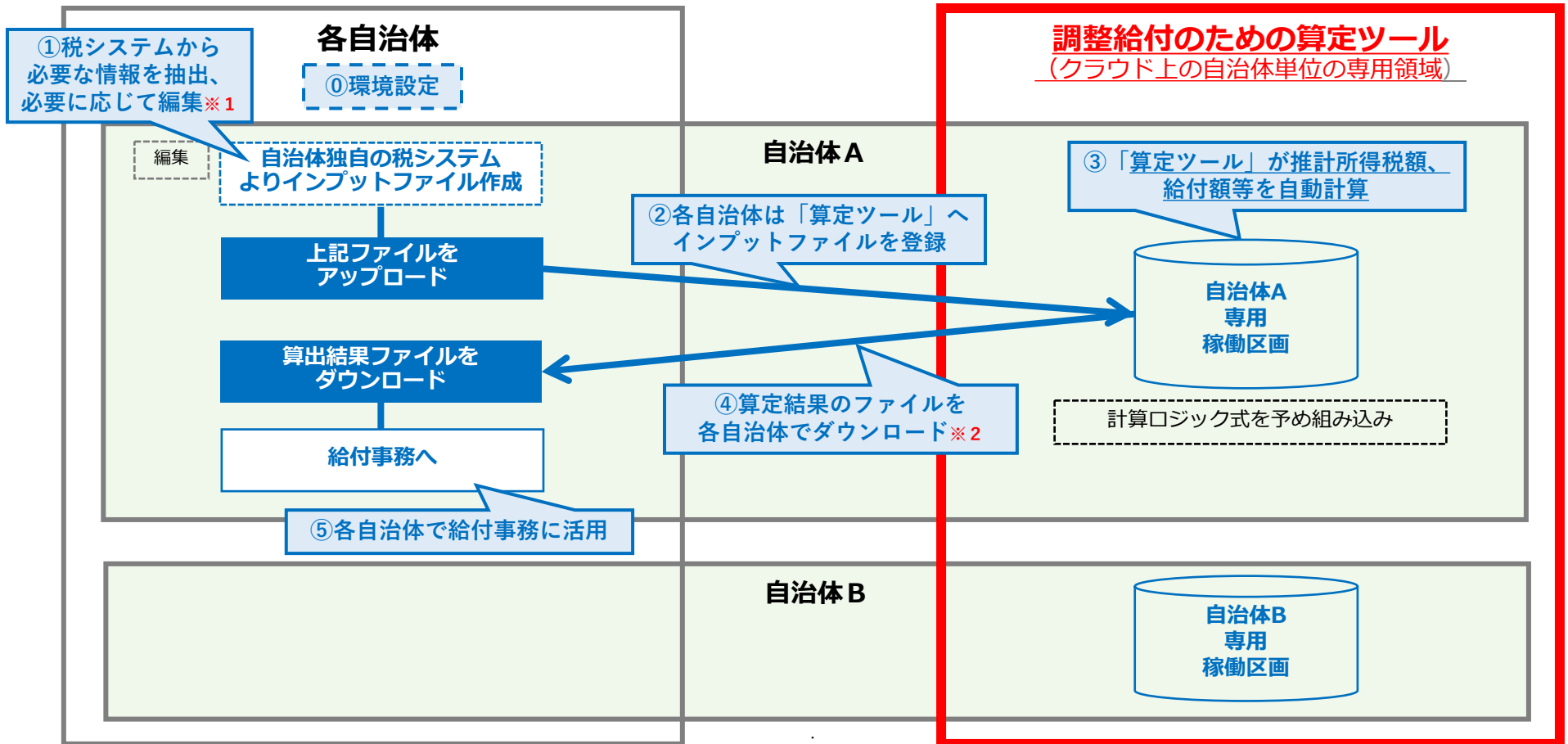
(※)上記のとおりモデル推計式を示すとともに、各市町村の負担軽減のため、各市町村が必要な地方税情報等を抽出し、必要な基礎データを登録することで推計所得税額等を自動計算し、各市町村にフィードバックする「調整給付のための算定ツール」を、デジタル庁と連携して開発

【モデル推計式の考え方】



デジタル庁「調整給付のための算定ツール」のイメージ

- 各自治体は、デジタル庁が開発した「調整給付のための算定ツール」を活用することで、「調整給付」の給付事務に際する事務負担（例：業者委託による所得税額の推計や給付額の算出等）を軽減させることが可能。



※1 抽出情報 (以下はいずれも令和6年度分情報)

- ・推計所得税額を算出するために必要な個人住民税課税情報
 - ・都道府県民税所得割額、市町村民税所得割額 (いずれも定額減税前)
 - ・16歳未満扶養者数、合計所得金額
 - ・国外居住親族扶養控除対象者数 (※)
- ※データ標準レイアウト項目にないため、別途作業が必要な場合がある。

※2 出力情報

- ・令和6年分推計所得税額 (令和5年分所得税額)
- ・令和6年度分個人住民税所得割額 (定額減税前)、扶養親族数
- ・所得税の定額減税可能額、個人住民税の定額減税可能額
- ・所得税分控除不足額、個人住民税分控除不足額
- ・調整給付額 (円単位)、調整給付額 (万円単位)

算定式

総所得金額等

所得控除額

■パラメーター

- 70 雑損控除額
- 71 医療費控除額
- 72 小規模共済等掛金控除額
- 73 社会保険料控除額

所得税と同額

- 74 生命保険料控除額

→ 控除限度額の比で算出
($\times 4/2.8$)

- 75 地震保険料控除額

→ 控除限度額の比で算出
($\times 10/5$)

- 76 配偶者特別控除(※1)

- 77 配偶者控除等

- 80 一般扶養控除者数

- 81 特定扶養控除者数

- 82 老人扶養控除者数

- 83 同居老人扶養控除者数

- 87 普通障害者数

- 88 特別障害者数

- 89 同居特別障害者数

- 92 (本人)障害者控除額

- 93 控除対象寡婦・ひとり親

- 94 控除対象勤労学生

所得税における控除額で算出

※1 配偶者特別控除は、納税義務者の「合計所得金額」及び「住民税の配偶者特別控除額」を参照し、

○合計所得金額

900万円以下

住：33万円 → 所：38万円

上記以外 → 住・所同額

900万円超950万円以下

住：22万円 → 所：26万円

上記以外 → 住・所同額

950万円～1,000万円

住：11万円 → 所：13万円

上記以外 → 住・所同額

と設定する。

基礎控除額

→ 納税義務者の「合計所得金額」を参照し、合計所得金額ごとに

2,400万円以下 : 48万円

2,400万円～2,450万円 : 32万円

2,450万円～2,500万円 : 16万円 とする。



所得税率

税額控除額



所得税額

※3 総合課税分、分離課税分の税額を算出し合算。

※2 課税所得金額(総所得金額等－所得控除額)から自動計算できるように構築。

■パラメーター

配当控除額

→ 「26 配当所得額(総合)」に10%を乗じる。

ただし、「103 住宅借入金等特別税額控除額」に0以外の数値が入力されれば、所得税額をゼロとする。

その他

低所得者支援及び定額減税を補足する給付について

令和5年12月14日

内閣官房令和5年経済対策給付金等事業企画室

低所得者支援及び定額減税を補足する給付として、定額減税の実施と併せて以下の一連の給付を実施する。

(1) 個人住民税均等割のみの課税がなされる世帯への給付

令和5年度における個人住民税均等割非課税世帯（以下「住民税非課税世帯」という。）以外の世帯であって、個人住民税所得割が課せられていない者のみで構成される世帯（以下「均等割のみ課税世帯」という。）に対し、1世帯当たり10万円を支給する。

(2) こども加算

令和5年度における住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付への加算として、当該世帯において扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円を支給する。

(3) 新たに住民税非課税等となる世帯への給付

新たに住民税非課税又は均等割のみ課税となる世帯（令和5年度に上記給付の対象となった世帯を除く。）に対し、1世帯当たり10万円を支給する。対象となる児童がいる場合には、上記（2）に準じた加算を行う。

(4) 調整給付

納税者及び配偶者を含めた扶養家族に基づき算定される定額減税可能額が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る者に対し、当該上回る額の合算額を基礎として、1万円単位で切り上げて算定した額を支給する。

なお、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのち、当初給付額に不足のあることが判明した場合には、追加で当該納税者に給付する。

(5) 執行

- ・ 上記（1）及び（2）の給付については、地方公共団体の事務処理等を踏まえつつ、令和6年以降可能な限り速やかに支給を行うことを目指す。
- ・ 上記（3）及び（4）の給付については、令和6年に入手可能な情報を基に支給を行っていくこととしつつ、速やかな支給開始に向けて、地域の実情に応じた早期の執行着手など、地方公共団体における柔軟な対応を可能とする。
- ・ 重点支援助地方交付金の仕組みを活用し、上記の標準事業を行う地方公共団体に対して、これに必要となる給付費及び事務費を交付する。なお、簡素迅速な給付がなされるよう、関係機関と連携して、給付を支援するサービス等の開発・導入支援を国主導で行い、地方公共団体におけるデジタル技術を積極的に活用した取組みを促す。あわせて、国民への丁寧な説明・周知広報を行う。

【参考】 デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）（抄）

第1章 経済の現状認識と経済対策の基本的考え方

2. 経済対策の基本的考え方

（第1の柱：物価高から国民生活を守る）

（前略）物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者には迅速に支援を届けることとし、物価高対策のための「重点支援地方交付金」の低所得世帯支援枠を追加的に拡大して、支援を行う。

令和6年度税制改正による所得税・個人住民税の定額減税とこの住民税非課税世帯への支援は、支援の手法、対象となる所得層、実施時期が異なる中、両支援の間にある者に対しても丁寧に対応することとし、令和6年度税制改正と併せて本年末に成案を得る。

第2章 経済再生に向けた具体的施策

第1節 物価高から国民生活を守る

1. 物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援

（前略）物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者には、迅速に支援を届ける。多くの地方公共団体において、本年夏以降1世帯当たり3万円を目安に支援を開始してきた物価高対策のための「重点支援地方交付金」の低所得世帯支援枠を追加的に拡大し、今回、1世帯当たり7万円を追加することで、住民税非課税世帯1世帯当たり合計10万円を目安に支援を行う。

令和6年度税制改正による定額減税と上記の住民税非課税世帯への支援は、支援の手法、対象となる所得層、実施時期が異なる中、両支援の間にある者に対しても丁寧に対応する。具体的には、

① 住民税非課税世帯には該当しないが、個人住民税の定額減税の対象とならない住民税均等割のみ課税される世帯、定額減税が開始される時期に新たな課税情報により住民税非課税世帯に該当することが判明する世帯には、地域の实情に応じて、上記の住民税非課税世帯への支援と同水準を目安に支援を行えるよう、また、

② 低所得者世帯のうち世帯人数が多い子育て世帯や、定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の者には、地域の实情等に応じ、定額減税や他の給付措置とのバランスにおいて可能な限り公平を確保できる適切な支援を行えるよう、

物価高対策のための「重点支援地方交付金」による対応を中心に、地方公共団体の事務負担に配慮しつつ、令和6年度税制改正と併せて、本年末に成案を得る。

これらの趣旨・内容等については、国民に対し、丁寧な説明・周知広報に努める。

【参考】令和6年度税制改正大綱（令和5年12月14日自由民主党・公明党）（抄）

第一 令和6年度税制改正の基本的考え方

1. 構造的な賃上げの実現

（1）所得税・個人住民税の定額減税

前述のとおり、経済はデフレ脱却の千載一遇のチャンスにあるが、賃金上昇・消費拡大・投資拡大の好循環の実現にはまだ至っていない。このため、デフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年の所得税・個人住民税の定額減税を実施し、賃金上昇と相まって、国民所得の伸びが物価上昇を上回る状況をつくり、デフレマインドの払拭と好循環の実現につなげていく。具体的には、納税者（合計所得金額1,805万円超（給与収入のみの場合、給与収入2,000万円超に相当）の高額所得者については対象外とする。）及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の減税を行うこととし、令和6年6月以降の源泉徴収・特別徴収等、実務上できる限り速やかに実施することとする。なお、定額減税による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。この定額減税の円滑な実施に向け、源泉徴収義務者・特別徴収義務者や地方公共団体が早期に準備に着手できるよう、法案の国会提出前であっても、制度の詳細についてできる限り早急に公表する。また、給付金の担当部局を含めた関係省庁や地方公共団体ともよく連携しながら、制度の趣旨・内容等について、丁寧な周知・広報を行う。今後、賃金、物価等の状況を勘案し、必要があると認めるときは、所要の家計支援の措置を検討する。

第二 令和6年度税制改正の具体的内容

一 個人所得課税

1 所得税・個人住民税の定額減税

(国 税)

令和6年分の所得税について、定額による所得税額の特別控除を次により実施する。

(1) 居住者の所得税額から、特別控除の額を控除する。ただし、その者の令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る。

(2) 特別控除の額は、次の金額の合計額とする。ただし、その合計額がその者の所得税額を超える場合には、所得税額を限度とする。

① 本人 3万円

② 同一生計配偶者又は扶養親族（居住者に該当する者に限る。以下「同一生計配偶者等」という。） 1人につき 3万円

(3) 特別控除の実施方法は、次による。

① 給与所得者に係る特別控除の額の控除

イ 令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与等（賞与を含むものとし、給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に経由した給与等の支払者が支払うものに限る。）につき源泉徴収をされるべき所得税の額（以下「控除前源泉徴収税額」という。）から特別控除の額に相当する金額（当該金額が控除前源泉徴収税額を超える場合には、当該控除前源泉徴収税額に相当する金額）を控除する。

ロ 特別控除の額に相当する金額のうち、上記イ及びここに定めるところにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、以後令和6年中に支払われる当該給与等（同年において最後に支払われるものを除く。）に係る控除前源泉徴収税額から、順次控除する。

（注1）上記イ及びロにより控除する同一生計配偶者等に係る特別控除の額は、原則として源泉控除対象配偶者で合計所得金額が48万円以下である者又は扶養親族で居住者に該当する者について算出する。

（注2）源泉徴収の際の上記イ及びロによる控除は、現行の源泉徴収をされるべき額から行う。

（注3）上記イ及びロについて、給与所得者の扶養控除等申告書に記載した事項の異動等により特別控除の額に異動が生ずる場合には、年末調整により調整する。

ハ 上記イ及びロにより控除された後の所得税額をもって、それぞれの給与等につき源泉徴収をされるべき所得税の額とする。

ニ 令和6年分の年末調整の際に、年税額から特別控除の額を控除する。

ホ 上記イ及びロによる控除について、給与等の支払者が同一生計配偶者等を把握するための措置を講ずる。

ヘ 上記イの給与等の支払者は、上記イ又はロによる控除をした場合には、支払明細書に控除した額を記載することとする。

ト 上記イの給与等の支払者は、源泉徴収票の摘要の欄に控除した額等を記載することとする。

② 公的年金等の受給者に係る特別控除の額の控除

イ 令和6年6月1日以後最初に厚生労働大臣等から支払を受ける公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除く。）につき源泉徴収をされるべき所得税の額について、上記①イからハまで（上記①ロ（注3）を除く。）に準じた取扱いとする。

（注）上記イについて、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載した事項の異動等により特別控除の額に異動が生ずる場合には、確定申告により調整する。

ロ 上記イの公的年金等の支払者は、源泉徴収票の摘要の欄に控除した額等を記載することとする。

③ 事業所得者等に係る特別控除の額の控除

イ 令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額（7月）から本人分に係る特別控除の額に相当する金額を控除する。

ロ 特別控除の額に相当する金額のうち、第1期分予定納税額から控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、第2期分予定納税額（11月）から控除する。

（注）予定納税に係る上記イ及びロによる控除は、現行の納付すべき額から行う。

ハ 予定納税額の減額の承認の申請により、第1期分予定納税額及び第2期分予定納税額について、同一生計配偶者等に係る特別控除の額に相当する金額の控除の適用を受けることができることとする。

ニ 上記ハの措置に伴い、令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額の納期を令和6年7月1日から9月30日までの期間（現行：同年7月1日から同月31日までの期間）とするとともに、同年6月30日の現況に係る予定納税額の減額の承認の申請の期限を同年7月31日（現行：同月15日）とする。

ホ 令和6年分の所得税に係る確定申告書を提出する事業所得者等は、その提出の際に所得税額から特別控除の額を控除する。

(4) その他所要の措置を講ずる。

（注）今回の特別控除の緊要性に鑑み、これを円滑かつ早急に実施するため財務省・国税庁は直ちに必要な準備作業に着手すること。具体的には、源泉徴収義務者が早期に準備に着手できるよう、財務省・国税庁は、法案の国会提出前であっても、制度の詳細についてできる限り早急に公表するとともに、源泉徴収義務者向けのパンフレットの作成等広報活動を開始し、給付金担当を含む関係省庁や地方公共団体ともよく連携しながら、制度の趣旨・内容等について、丁寧な周知広報を行うこと。

(地方税)

令和6年度分の個人住民税について、定額による所得割の額の特別控除を次により実施する。

- (1) 納税義務者の所得割の額から、特別控除の額を控除する。ただし、その者の令和6年度分の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る。
- (2) 特別控除の額は、次の金額の合計額とする。ただし、その合計額がその者の所得割の額を超える場合には、所得割の額を限度とする。
 - ① 本人1万円
 - ② 控除対象配偶者又は扶養親族（国外居住者を除く。）1人につき1万円

(注) 控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国外居住者を除く。）については、令和7年度分の所得割の額から、1万円を控除する。
- (3) 特別控除の実施方法は、次による。
 - ① 給与所得に係る特別徴収の場合
 - イ 特別徴収義務者は、令和6年6月に給与の支払をする際は特別徴収を行わず、特別控除の額を控除した後の個人住民税の額の11分の1の額を令和6年7月から令和7年5月まで、それぞれの給与の支払をする際毎月徴収する。
 - 地方公共団体は、令和6年度分の給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知（納税義務者用）に控除した額等を記載することとする。
 - ハ 特別徴収義務者は、令和6年分の給与支払報告書の摘要の欄に所得税額から控除した額等を記載することとする。
 - ② 公的年金等に係る所得に係る特別徴収の場合
 - イ 令和6年10月1日以後最初に厚生労働大臣等から支払を受ける公的年金等につき特別徴収をされるべき個人住民税の額（以下「各月分特別徴収税額」という。）から特別控除の額に相当する金額（当該金額が各月分特別徴収税額を超える場合には、当該各月分特別徴収税額に相当する金額）を控除する。
 - 特別控除の額に相当する金額のうち、上記イ及びここに定めるところにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、以後令和6年度中に特別徴収される各月分特別徴収税額から、順次控除する。
 - ハ 地方公共団体は、令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人住民税の税額決定通知書に控除した額等を記載することとする。
 - ニ 特別徴収義務者は、令和6年分の公的年金等支払報告書の摘要の欄に所得税額から控除した額等を記載することとする。

③ 普通徴収の場合

イ 令和6年度分の個人住民税に係る第1期分の納付額から特別控除の額に相当する金額（当該金額が第1期分の納付額を超える場合には、当該第1期分の納付額に相当する金額）を控除する。

ロ 特別控除の額に相当する金額のうち、上記イ及びここに定めるところにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、第2期分以降の納付額から、順次控除する。

ハ 地方公共団体は、令和6年度分の個人住民税の税額決定通知書に控除した額等を記載することとする。

(4) 道府県民税及び市町村民税における特別控除の額は以下のとおりとする。

① 道府県民税における特別控除の額は、特別控除の額に、その者の道府県民税所得割の額をその者の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額とする。

(注) 上記の「道府県民税所得割の額」とは、特別控除の額を控除する前の道府県民税所得割の額をいい、上記の「市町村民税所得割の額」とは、特別控除の額を控除する前の市町村民税所得割の額をいう。

② 市町村民税における特別控除の額は、特別控除の額から道府県民税における特別控除の額を控除して得た金額とする。

(5) 特別控除の額は、他の税額控除の額を控除した後の所得割の額から控除することとする。

(6) 以下の額の算定の基礎となる令和6年度分の所得割の額は、特別控除の額を控除する前の所得割の額とする。

① 都道府県又は市区町村に対する寄附金税額控除（ふるさと納税）の特例控除額の控除上限額

② 公的年金等に係る所得に係る仮特別徴収税額

(7) 特別控除による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

(8) その他所要の措置を講ずる。

(注) 今回の特別控除の緊要性に鑑み、これを円滑かつ早急に実施するため、総務省は直ちに必要な準備作業に着手すること。具体的には、地方公共団体や特別徴収義務者が早期に準備に着手できるよう、法案の国会提出前であっても、制度の詳細についてできる限り早急に公表するとともに、関係省庁ともよく連携しながら、制度の趣旨・内容等について、丁寧な周知広報を行うこと。